

議員提出議案第39号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和3年9月22日

提出者 秩父市議会議員 清野和彦

賛成者 秩父市議会議員 小櫃市郎

同 新井重一郎

同 出浦章恵

同 大久保進

秩父市議会議長 高野 宏 様

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは戦没者の尊厳を守るために避けることが望ましい。

よって、下記の事項が実現されることを要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月22日

秩父市議会議長 高野 宏

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様
厚生労働大臣 様
国土交通大臣 様
環境大臣 様
防衛大臣 様
沖縄及び北方対策担当大臣 様

議員提出議案第40号

秩父市議会傍聴規則の一部を改正する規則

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和3年9月22日

提出者 秩父市議会議員 浅海 忠

賛成者 秩父市議会議員 清野 和彦

同 出浦 章恵

同 江田 徹

同 赤岩 秀文

同 黒澤 秀之

同 上林 富夫

同 新井 重一郎

同 大久保 進

秩父市議会議長 高野 宏 様

秩父市議会傍聴規則の一部を改正する規則

秩父市議会傍聴規則（平成17年秩父市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者は」の次に「、傍聴受付票に所定の事項を記入し」を加える。

第4条第1項を削り、同条第2項中「一般傍聴券」を「傍聴券」に改め、「場所で」の次に「先着順により」を加え、同項を同条第1項とし、同条中第3項を削り、第4項を第2項とする。

第5条を削る。

第6条の見出し中「傍聴券等」を「傍聴券」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（手話通訳等）

第6条 傍聴人は、手話通訳又は要約筆記を必要とするときは、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を議長に申し込むことができる。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを持っている者

第8条第1項第4号を次のように改める。

(4) プラカードその他意思を表示するものを持っている者

第8条第1項第5号中「携帯している」を「持っている」に改め、同条第2項を削る。

第9条第2号中「談論し、放歌し、高笑し」を「静粛を旨とし、大きな声又は音を発し」に改め、同条第3号中「腕章の類」を「腕章その他これらの類」に改め、同条第4号中「外とう、えり巻の類」を「コート、マフラーその他これらの類」に改め、同条第7号中「その他」を「前各号に定めるもののほか、」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 携帯電話、電子計算機等の通信機器その他音を発する機器を携帯する場合は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

第10条の見出し及び同条中「映画等」を「動画等」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（傍聴人の退場）

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

内容や表現に現在の状況を反映させ傍聴環境の最適化を図るとともに、文言整理等、所要の改正を行いたいため。